

平成31年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

- 日時 平成31年3月1日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時44分
- 場所 第3委員会室
- 出席委員 岡地優委員長
金子勝副委員長
新井一徳委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、長峰宏芳委員、田並尚明委員、
福永信之委員、井上航委員、松坂喜浩委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [総務部関係]
高柳三郎総務部長、岩田英久税務局長、高橋謙総務部副部長、
秋山栄一契約局長、表久仁和人事課長、穴戸佳子職員健康支援課長、
中村哲哉文書課長、廣川達郎学事課長、原口誠治税務課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和実統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、若松孝治行政監察幹、伊田恒弘入札課長、
小高巖入札審査課長、大久保修次県営競技事務所長
- 澁澤陽平秘書課長
- 武藤彰人事委員会事務局長、
野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大山澄男任用審査課長
- [県民生活部関係]
矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、杉野勝也県民生活部副部長、
大浜厚夫県民生活部副部長、風上正樹参事兼防犯・交通安全課長
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
發知和弘県政情報センター所長、浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、
岸田正寿青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
田中誠消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第24号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	会計年度任用職員の報酬等に関する条例	原案可決
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第59号	平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第64号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

請願番号	件名	結果
議請第1号	選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を国へ提出することを求める請願	不採択

報告事項(総務部関係)

ア 庁舎・公の施設に関するファシリティマネジメントの取組について

イ 平成31年度地方税制改正案の概要について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

中屋敷委員

- 1 第25号議案について、会計年度任用職員とは、どのような制度なのか。
- 2 今までの非常勤職員や臨時職員とは何が違うのか。
- 3 報酬は具体的にどうなるのか。
- 4 施行日が平成32年4月1日となっているが、それまではどのように対応していくのか。
- 5 休暇等はどうなるのか。
- 6 第48号議案について、AIによる総務事務センター業務高度化事業費は当初予算額に対して減額の割合が大きいが理由は何か。
- 7 県では個人県民税対策に力を入れていると思うが、個人県民税対策費では、事業概要に「旅費及び不動産鑑定料等が見込みを下回ることによる減額」と理由が記載してある。その具体的な内容は何か。

人事課長

- 1 今まで非常勤職員や臨時職員といった正規職員以外の職員を採用してきたが、こういった制度が新たに法律に規定され、会計年度任用職員となるものである。
- 2 これまでの制度との一番の違いは、一般職として位置付けられることである。報酬や、懲戒処分、守秘義務などの服務に関する規定は、これまで要綱などに定められていたが、地方公務員法に基づくものとなる。
- 3 報酬については、国の通知によれば、常勤職員や国の非常勤職員とのバランスを考慮することとされている。さらに、いわゆる定型的・補助的な事務補助に従事する職員は、常勤職員の大卒初任給を上限とすることが例示されている。こうしたことを踏まえると、本県の週29時間勤務の非常勤職員で言えば、月額が15万4,100円、期末手当を含めた年収で224万9,860円であり、こういったものが報酬の具体的な基準となる。業務がこれよりも困難であると認められる場合は、条例で定めた上限の範囲内で、基準よりも高い報酬を設定していきたい。
- 4 新たな制度であるため、これからポストを設定して、募集を掛けることになる。1年かけて丁寧に説明していきたい。
- 5 休暇等については、国会において、国や現在の非常勤職員等の制度に対して不利にならないように、という附帯決議が付いているので、それも踏まえておおむねそのような水準で設定していきたい。

総務事務センター所長

- 6 AIチャットボットシステムのサービスを提供している5事業者に対して、概算見積りを含めた情報提供依頼を行い、その中で最も安いものをベースとして予算要求額を決定した。契約に係る業者の選定は、価格、機能、運用方法等を総合的に評価する公募型企画提案競技方式により行ったが、既にパッケージソフトを持ち、実績を十分積んで、価格も安いNTTコミュニケーションズが落札した。AIは最新の技術であり予算要求後も短期間で開発が進み、パッケージソフトとして開発が完了し、実績を積み重ねている業者も出てきたため、開発中の業者との間で価格差が開いたものと思われる。こうした経緯で、予算と契約額との差が大きくなった。

個人県民税対策課長

- 7 減額補正の対象は個人県民税対策強化支援事業費であるが、旅費については、当初予算額が367万2千円であるのに対して、事務費の節減により執行額が179万円となる見込みであることから188万2千円の減額を計上した。不動産鑑定料等については、通信運搬費や保管料、広告料、手数料等を役務費として計上しているが、役務費の当初予算額が377万4千円であるのに対して、事務費の節減等により執行残が188万7千円となる見込みであることから188万7千円の減額を計上した。

中屋敷委員

- 1 会計年度任用職員の報酬の「困難さ」は今から想定されるものなのか。
- 2 AIによる総務事務センター業務高度化事業については、機能面も考慮して業者を選定しているので、安心してよいのか。

人事課長

- 1 例えば、今の非常勤職員の中でも専門的知見を生かして相談に応じる職員もいて、一般よりも高い報酬を設定している。専門的知見が必要な業務かどうかに加え、今の非常勤職員や国とのバランスも考慮し、条例案に規定した1級の最高上限の範囲内で設定していきたい。

総務事務センター所長

- 2 職員向けの問合せシステムにふさわしい機能と判断して選定している。年度末の正答率の目標を80%としているが、今のところ70%以上となっており、安心できるレベルと考えている。

中屋敷委員

正答率の目標80%は達成できそうか。

総務事務センター所長

正答率は稼働以来毎月向上し、1月末で73.5%となっている。今後も正答率を上げるよう努めていく。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

新井委員

- 1 第48号議案について、繰越明許費が設定された県民活動総合センターの障害者用駐車場の屋根設置工事は、具体的にはどのような内容で、完成がどれくらい遅れる見込みなのか。
- 2 議案64号について、この指定制度はNPO法人にとって指定を受けることでどのようなメリットがあるのか。
- 3 今回、指定の取消しの申出をしたキャンパーとはどのような法人なのか。

共助社会づくり課長

- 1 障害者用駐車場は、現在南側正面に8台分が確保されているが、北側玄関に面した部分に新たに駐車場を12台分整備する。オリンピック会場の建設等で資材が不足しているた

め、資材の調達に時間がかかり、年度内の事業完了が見込めなくなった。建設資材は5月には納品されるので、2か月遅れの5月中の完了を予定している。

- 2 個人が指定NPO法人に寄附した場合、個人県民税の寄附金税額の控除を受けることができる。また、指定NPO法人は認定NPO法人の公益基準も満たすこととなる。さらに、一般のNPO法人の認証に比べ、会計処理や情報公開の基準がより厳しいため、適格性をより厳しく審査された法人と言え、対外的にNPO法人としての社会的信用や「県指定」というような言葉にメリットがあると理解している。
- 3 キャンパーは、平成17年3月にNPO法人となり、平成26年3月27日付けで、指定NPO法人の指定を受けている。災害時にはキャンプを通じて習得した野外調理技術を生かし、炊出し活動や精神的ケアを行ったりしている。東日本大震災の後には、宮城県からの委託で、平成24年度から平成27年度までの間、地域の振興に尽力した。また、平常時には、名前のとおり、キャンピングトレーラーを活用したキャンプの普及や自治体向け防災訓練や避難所体験訓練等を実施している。さらに、キャンプ場のコンサルティング、小学生を対象としたキャンパーの育成事業などの自主事業も実施している。こうした市町村等からの委託事業や自主事業で順調な収入が得られるということで、寄附金収入に頼らない運営が可能になったので、指定の更新は希望しない旨の申出があった。

新井委員

障害者用駐車場の工事完了は5月中で2か月遅れるとのことだが、その期間に利用者である障害者の方が別の駐車場を使ったりするなど、不便が生じないようにすることを何か考えているか。

共助社会づくり課長

障害者用駐車場は北側に設置するので、工事車両の出入りには影響がないと考えているが、囲いをしたりするなど不便が最小限になるよう対応したいと考えている。利用者に対して十分に周知し、不便が無いよう注意を払いながら工事を進めていきたい。

井上委員

第64号議案について、今回の条例改正は、手続上は指定の取消しということではあるが、自主財源を得て軌道に乗ってより自立をしていく、言わば県の支援を卒業したようなことで、これは県にとっても喜ばしいことだろうと思っている。こうした自主財源を得て成長したNPOがあるということは、もっと周知された方がよいと思うが、これを機にそうする考えがあるか。

共助社会づくり課長

「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」については、県報に登載して公告しているが、指定の取消し時のタイミングで個別のNPO法人についてPRをするのは難しい。一方、県では、前向きに頑張っているNPO法人の活動を後押しするため、その活動を職員が取材し、毎月、埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」の活動レポートでNPO法人を紹介している。また、共助社会づくり課のメールマガジンに登録している方にも活動レポートを発信している。井上委員の意見を踏まえて、今後、こうした取組を通じてキャンパーの活動について発信することを検討していきたい。

中屋敷委員

第48号議案について、東京オリンピック・パラリンピック文化プログラム育成事業費は、事業概要に「事業見直しによる減額」と理由が記載してある。減額となる事業は経費節減などの努力といったことが多いが、これはどのような見直しを行ったのか。

文化振興課長

この予算は、本県の文化プログラムの中心となる「埼玉WABI SABI大祭典」についてのものである。この事業は今年度で2回目だが、新しいコンテンツとして、夜間に行う薪能を計画していた。当初、薪能の実施には特別なステージが必要として進めてきたが、調整の結果、通常のステージでもできることとなり、新たなステージを設けることなく実施できたこと等による減額である。「事業見直し」と記載してあるが、やり方を効率的に見直したということである。

中屋敷委員

「事業見直し」と記載してあると、撤退するのかなと思ってしまう。費用対効果を考えたことの結果であるならば、そのように書き込んだ方がよいと思う。(意見)

神尾委員

第48号議案について、社会体育振興費は予算が少ないが、減額が非常に大きい。経費節減という理由だが、審議会運営費用の経費節減とはどういうことか。

スポーツ振興課長

昨年度、スポーツ推進計画を新たに策定し、今年度の予算でスポーツ推進計画の冊子を作成した。スポーツ推進計画の印刷の際、当初4色刷での印刷を予定していたが、見やすさを損なわないよう配慮した上で1色刷での印刷としたことなどから、125万9千円の削減となった。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第1号）】

新井委員

不採択とすべきとの観点から発言させていただく。

選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族の在り方と関係する非常に重要な問題であり、国民の理解のもとに進められるべきものであると考える。その導入については、根強い反対意見もあり、引き続き国会で十分に議論を深めていただく必要があると考え、我々としてもその審議経過を見守るべきであると考え。よって、本請願については、不採択にすべきと考える。